

第4回 船橋市総合計画審議会における指摘事項への対応方針について

■分野別計画第5章 政策1 基本施策1「計画的な都市づくり」について (P148)

<指摘事項>

1	村木委員	5-1-1《現状と課題》及び《基本方針》の中で、農地についての記載があるが、今後市街化調整区域の中での開発をどのように抑制するのか、農業サイドと都市サイドの調和について、踏み込んで記載出来るとよい。
2	北澤委員	5-1-1《基本方針》で農地と住宅地が調和した…と記載されているが、具体的な内容がわからず、《現状と課題》にある農地の多面的な機能を重視するのであれば、どれくらいの農地を確保するといった具体的な記載が出来ないか。

<補足説明>

- ・船橋市では既成市街地内に農地が多いという特徴があります。市内の緑地面積は依然として少ないため、生産緑地制度等により、多面的な機能を持つ既成市街地の農地を維持・活用していくという考えで、「農地と住宅地の調和」を施策の方針にあげています。
- ・船橋市では環境と開発との調和を図り、市民と環境が共生する豊かなまちをつくることを目的として『環境共生まちづくり条例』を定めています。この内容については、2-1-3 施策 3) (素案 P78) に記載しており、主要事業として『環境共生まちづくり条例等に基づく開発等の規制・誘導』をあげております。
- ・市街化調整区域については、環境共生まちづくり条例等に基づき、引き続き開発の規制・誘導を行っていく考えです。
- ・5章では、これらを踏まえ、都市計画マスタープランに基づく土地利用の規制・誘導を主要事業としてあげています。

■分野別計画第5章 政策3 基本施策1「人にやさしいみちづくり」について（P152）

<指摘事項>

10	村田委員	5-3-1 施策 4)において、道路の補修などの施策が記載してあるが、今後高齢化に伴い足が不自由な方が増加していくため、単なる補修ではなくもう一步踏み込んで人を考えた対応を記載して欲しい。
11	斎藤（哲）委員	5-3-1 船橋市の道は非常に危険な箇所が多い。生活している人の目線で道づくりを考えて欲しい。
12	本木委員	船橋市は坂道が多く、高齢化が進む中で坂道を高齢者が歩けるような対策がとれないのかと考えている。5-3-1 人にやさしいみちづくりというなかで、こういった対策も含めて考えていると理解してよいか。

<補足説明>

- ・歩道の段差解消等のバリアフリーに関する施策は、5-1-1 施策 2)バリアフリーのまちづくりの中でも記載しております。
- ・安全なみちづくりについては、歩道の整備や交差点改良等のほか、コミュニティ道路の整備やあんしん歩行エリア計画による整備等を行う事により、人にやさしいみちづくりを考えています。

コミュニティ道路

自動車の通行を主たる目的としない道路。車道部分を部分的に狭くしたり、蛇行させたりすることで速度が出せないようにし、歩行者の安全性や快適性を確保する歩車共存道路。

あんしん歩行エリア

住居、商業地区の生活道路における歩行者や自転車利用者の安全の確保を図るため、公安委員会と道路管理者が地域住民と協働して、共同現地診断、交通規制、道路構造の改良等の様々な施策を推進することにより、地域内の交通事故を抑止して、「歩行者等の安全通行権の確保」を目指すもの。策定は市民・学校関係者・学識関係者・行政（市役所・警察等）で協議会を設置して行う。

※市内のあんしん歩行エリア：習志野台・薬円台地区、本町地区、本中山地区

- ・坂道への対応としては、立地や道路の構造上の問題もありますが、手すりに代わるガードパイプの設置や、坂道の途中にベンチの設置を検討すること等を含めて、バリアフリーのまちづくりや人にやさしいみちづくりを考えております。また、交通不便地域対策を行う上での交通不便地域を設定する際は、丘陵地等の高低差、大規模施設の立地、河川や幹線道路による分断に対して考慮しています。

計画第5章 政策4 基本施策1「安らぎとにぎわいのある市街地の整備」について（P158）

<指摘事項>

17	本木委員	5-4-1の指標で、土地区画整理事業の整備完了面積を設定しているが、市民からみると面積だけではわかりづらい。
----	------	--

<補足説明>

・「土地区画整理事業の整備完了面積」の現状値は、市内の土地区画整理事業の整備完了面積、目標値は現状値に現在施行中の2つの区画整理事業の整備完了面積を足した数値としています。

施行区分・事業名		施行年度	施行区分・事業名		施行年度
個人	日本住宅公団 高根木戸土地区画整理事業	S37～S39	組合	船橋市前貝塚第一 土地区画整理事業	
	公団	船橋都市計画事業北習志野 土地区画整理事業		S39～S42	船橋市藤原 土地区画整理事業
船橋都市計画事業坪井特定 土地区画整理事業		H8～H19		船橋市薬園台北部 土地区画整理事業	S49～H10
公共団体	船橋・習志野都市計画事業 津田沼駅北口土地区画整理事業	S45～H1 県施行		船橋市古作 土地区画整理事業	S53～H5
	船橋都市計画宮本台 土地区画整理事業	S42～H6 市施工		船橋市前貝塚第二 土地区画整理事業	H1～H10
組合	船橋都市計画事業飯山満地区 土地区画整理事業	H3～ 市施工		船橋市芝山 緑住土地区画整理事業	H7～H10
	船橋市宮本町南部 土地区画整理事業	S41～S43		船橋市印内 緑住土地区画整理事業	H9～H12
	船橋市薬園台東部 土地区画整理事業	S45～S50		船橋市行田 緑住土地区画整理事業	H10～H12
	船橋市薬園台西部 土地区画整理事業	S45～S51		船橋市三咲 緑住土地区画整理事業	H12～H14
	船橋市小栗原 土地区画整理事業	S46～S52		船橋市小室 土地区画整理事業	H20～

・現在施行中の事業は以下の通り。

飯山満地区土地区画整理事業 計画:21.4ha 整備完了:0.8ha H32 整備完了:19.6ha

小室土地区画整理事業 計画:13.3ha 整備完了:0ha H32 整備完了:13.3ha

・現状値の算定は以下の通り。

施行完了面積 433.2ha + 現在施行中事業のうち整備完了面積 0.8ha = 現状値 434.0ha

<対応方針>

- ・ご指摘への対応の方向性としては下記のようなことが想定されます。
- ・現在施行中の2事業に対しての指標に変更する。

指標名	現状値	目標値 (32年度)	備考
現在施行中の土地区画整理 事業の整備完了面積	0.8ha (平成21年度)	32.1ha	飯山満土地区画整理事業 (目標値19.6ha 全体計画21.4ha) 小室土地区画整理事業 (目標値13.3ha 全体計画13.3ha)

- ・こうした方向性での加筆・修正の是非について、審議会でききつづきご議論をお願い致します。

■分野別計画第6章 政策1 基本施策2「市民との情報共有の推進」について（P164）

<指摘事項>

18	有馬委員	6-1-2について、必要な情報を必要な人に伝える仕掛けが必要。ウェブサイトのアクセス数が高くても情報が行き渡っているとは言えない。「多様な媒体」「多様な手法」という表現を具体化できないか。
19	会長	6-1-2について、ウェブサイトよりも広報紙が重要。広報紙が適切に配られているかを指標とできないか。

<補足説明>

- ・多様な媒体及びそれぞれの媒体により情報を得ている市民の割合は、以下の通り。
- ・広報ふなばしにより情報を得ている市民が最も多いが、その割合は微減傾向にある。一方、市のホームページや携帯サイト等の新たな媒体を活用する市民が徐々に増えつつある。
- ・ただし、「情報を得ていない」と回答する市民の割合も増加している。

市民意識調査（市民の声を聞く課実施）より「市の事業やイベント等を知るための媒体」

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
広報ふなばし	89.6%	87.9%	89.8%	77.6%	75.7%
市のホームページ	16.1%	16.3%	14.4%	20.0%	17.7%
船橋だより（千葉テレビ）	16.9%	9.9%			
ふなばし CITY・NEWS（ケーブルテレビ）	8.8%	5.8%	9.8%	7.6%	5.5%
データ放送（ケーブルテレビ、千葉テレビ）				7.1%	7.1%
電光掲示板（JR 船橋駅・津田沼駅）			1.7%	2.6%	1.5%
フナバシ・タウンクルーズ（BAY・FM）	2.6%	1.9%	1.5%	1.3%	
携帯サイト※		0.8%	1.3%	1.4%	1.9%
その他	3.1%	4.0%	5.3%	7.2%	9.6%
無回答	4.1%	5.1%	2.9%	5.5%	6.5%

その他のうち「情報を得ていない」			1.5%	1.6%	2.9%
------------------	--	--	------	------	------

※携帯サイトは、テレモ自治体情報（H21.9まで）から、モバふな（H21.10から）に移行

※この他に、本庁舎内モニター（計6台）で音声付き動画による企業広告と行政情報を放映している

・。

広報ふなばしの配布状況について

各年度10月1日号

	新聞折り込み	ポスティング	郵送	合計	全世帯数
15年度	223,400		7,057	230,457	230,111
16年度	221,110		7,653	228,763	233,524
17年度	217,750		8,029	225,779	233,289
18年度	215,890		7,502	223,392	238,171
19年度	211,710		4,048	215,758	244,923
20年度	207,670		4,402	212,072	250,896
21年度	205,920		4,682		210,602
22年度	203,770	4,938		208,708	261,222

※郵送による配布は21年4月1日号まで。4月15日号からポスティングによる配布を開始

- ・ 広報ふなばしについては、配布数は微減傾向にある。
- ・ 広報ふなばしの配布は、その大半が「新聞折り込み」で、その他に希望者に対する「ポスティング」や駅や公民館等の「公共施設配布」も行っている。
- ・ 新聞を購読していない世帯には、公共施設等での受け取りやホームページ・携帯サイトの活用をお願いし、それらの利用が難しい世帯にはポスティングで配布している。
- ・ 社会全体の状況として新聞購読世帯が減少するなど、情報伝達の手段が「紙媒体中心」から「インターネット等を含む多様な形態」にシフトしている中で、市としては、広報紙の配布数を維持・向上させることよりも、多様な生活スタイルの市民に必要な情報を届けられるよう、伝達手法の多様化を図ることが重要と考えています。
- ・ このため、広報ふなばしの内容の充実には今後とも努めてまいります。が、「広報紙が適切に配られているか」（配布世帯数等）を指標とすることは考えていません。

<対応方針>

- ・ 上記を踏まえ、ご指摘への対応の方向性としては下記のようなことが想定されます。
- ① 「多様な媒体」が理解されやすいように、施策1)の〔主要事業〕に「広報紙のほか、ホームページなど」のように例示をつけ加える。
- ② 「多様な手法」については施策2)の〔主要事業〕に「郵送のほか、窓口やウェブサイトの活用など」のように例示をつけ加え、「市民意識調査等」とする。
- ③ 指標については、「市ウェブサイトのアクセス数」を残すとともに、『情報を得ていない』市民の割合」（市民意識調査）を追加する。
- ・ こうした方向性での加筆・修正の是非について、審議会でひきつづきご議論をお願い致します。

■分野別計画第6章 政策1 基本施策2「市民との情報共有の推進」について（P164）

<指摘事項>

20	齋藤忠委員	6-1-2 施策1) について、情報バリアフリーについて踏み込んだ記載がほしい。
----	-------	--

<補足説明>

- ・情報バリアフリーに対する取り組みとしては、「広報ふなばし」の点字版及び「声の広報（カセットテープに録音されたもの）」の作成・発行を行っています。
- ・また、障害者福祉計画などの市の刊行物の一部に、音声コードによる活字読み上げ装置に対応した文字情報を切手大の記号に変換したSPコードの掲載などが行われています。
- ・さらに、ウェブサイトは閲覧支援ソフトを用いることで、「音声読み上げ／文字拡大／画面配色切り替え」等が可能なため、市のホームページの内容を充実させることが、視覚障害者等への対応にもつながると考えています。

<対応方針>

- ・上記を踏まえ、ご指摘への対応の方向性としては下記のようなことが想定されます。
- 6-2-1 施策1) 多様な媒体による市民に対する情報提供 の本文中に、「高齢者や障がい者等の利用に配慮して情報バリアフリー化を進め」等の文言を追加する。
- ・こうした方向性での加筆・修正の是非について、審議会でひきつづきご議論をお願い致します。

■分野別計画第1章 政策2 基本施策1 「地域一体となった社会福祉の体制整備」【修正案「地域福祉の体制整備」】について（P49）

〔分野別計画第6章 政策2 基本施策1 「ふれあいに満ちたコミュニティの育成」について（P167）〕

<指摘事項>

22	山下委員	6-2-1 について、「地域福祉関連団体連絡協議会」が市内4地区で組織されており、様々な福祉サービスがワンストップで行われるようになってきている。この協議会がない地区では対症的になっており、地区間の差が大きくなると思う。他の地区ではいつ頃出来るのか。他地区でも具体的に進める案は出来ないのか。
----	------	--

<補足説明>

- ・「地域福祉関連団体連絡協議会」は、地区社協が中心となり、町会・自治会、民生委員、NPO、地域型在宅介護支援センターなどの地域にある福祉関連団体同士が連携して、地域の福祉課題について協議する協議会で、現在、市内4地区に立ち上げられているところです。しかしながら、「地域福祉関連団体連絡協議会」が組織されていない地区でも、地区内の諸団体が連携を図り、地域の福祉課題に対応している地区もあります。
- ・このような組織が地区コミュニティごとに確立されていくことは、地域福祉推進のために重要であることから、市としてもその設立について側面的な支援を行っています。
- ・この側面支援については、P49 1-2-1 施策1)「福祉活動のための体制整備」の主要事業「地域福祉支援員による地域ぐるみの福祉活動の啓発・支援」に含まれています。
- ・なお、「地域福祉関連団体連絡協議会」については、船橋市社会福祉協議会が策定した「船橋市地域福祉活動計画」にその設置について記載されています。また、現在策定中の「第2次船橋市地域福祉活動計画」（平成23年4月～）にも、引き続き位置付けられる予定です。
- ・「地域福祉関連団体連絡協議会」の設置主体が地区社協であること、また、地区ごとの実情に沿った組織化が必要であり、地域の意向を無視して進めるべきものではないことから、具体的な記載については、市の計画ではなく、「船橋市地域福祉活動計画」に譲るべきものと考えます。

■分野別計画第6章 政策2 基本施策1「ふれあいに満ちたコミュニティの育成」について（P167）

<指摘事項>

23	本木委員	6-2-1 施策2) 主要事業の、「地域内の連携を深め自立したコミュニティを形成するための新たな制度の導入」のイメージを伺いたい。
----	------	---

<補足説明>

- ・急速に進む少子高齢化や、住民の連帯感の希薄化、町会・自治会加入率の低下など、コミュニティを取り巻く環境の変化により市民の行政に対するニーズが複雑で多様化してきている状況下において、国（総務省）では、地域の多様な主体が力を結集し、相互に連携・分担して住民ニーズに対応した公共サービスを効果的・効率的に提供していくことのできる「新しい地域協働の仕組み」の必要性を示しています。

➤ 総務省「新しいコミュニティのあり方に関する研究会」報告書（平成21年8月26日）

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/new_community/18520.html

報告書<概要版>

http://www.soumu.go.jp/main_content/000037076.pdf

<ポイント版>

http://www.soumu.go.jp/main_content/000037077.pdf

- ・このため、本市においても、これまでのコミュニティの役割を重視しつつ、「新しい地域協働の仕組み」として、自治会や町会などの地縁団体をはじめ、地域社会福祉協議会、NPO、マンション管理組合、事業所など多様な主体を、総合的・包括的にマネジメントする組織の構築が必要となっています。

■分野別計画第6章 政策3 基本施策1「男女共同参画社会の形成」について（P168）

<指摘事項>

34	有馬委員	6-3-1 について、記載内容が一般論で、船橋市としてどうしたいのかが見えてこない。例えば、市や教員の女性の管理職登用率を指標とするなど、市の姿勢を示してはどうか。
----	------	--

<補足説明>

船橋市の職員総数に占める女性の比率（各年度4月1日現在）

	職員の在職状況		
	職員総数	うち女性	女性比率
14年	4,849	1,886	38.9
15年	4,870	1,913	39.3
16年	4,803	1,908	39.7
17年	4,732	1,895	40.0
18年	4,689	1,884	40.2
19年	4,589	1,853	40.0
20年	4,496	1,842	41.0
21年	4,411	1,813	41.0
22年	4,383	1,842	42.0

船橋市の管理職に占める女性の比率（各年度4月1日現在）

	管理職の在職状況											
	管理職総数	うち女性	女性比率	部長級総数	うち女性	女性比率	次長級総数	うち女性	女性比率	課長級総数	うち女性	女性比率
14年	277	9	3.2	28	1	3.6	53	1	1.9	196	7	3.6
15年	279	10	3.6	29	2	6.9	52	2	3.8	196	6	3.0
16年	324	11	3.4	35	2	5.7	48	2	4.2	241	7	2.9
17年	313	10	3.2	40	4	10.0	50	1	2.0	223	5	2.0
18年	318	13	3.6	36	2	5.6	60	2	3.3	222	9	4.1
19年	312	15	4.8	35	2	6.0	51	2	4.0	226	11	5.0
20年	307	14	4.6	35	1	3.0	47	2	4.0	225	11	5.0
21年	278	12	4.3	30	0	0.0	45	0	0.0	203	12	6.0
22年	244	10	4.1	27	0	0.0	36	0	0.0	181	10	6.0

<対応方針>

- ・市の職員に限らず、女性管理職の拡大は重要な課題であり、現在策定中の「第2次男女共同参画計画」でも掲載する方向で検討中です。
- ・しかしながら、施策2) 政策・方針決定の場への共同参画の促進 の指標としては、市内部の管理職登用率よりも、市民の参画度合いを示す審議会等への女性委員登用率の方が適するものと考えます。